

県立高校改革実施計画（全体）

平成28年1月 策定
令和4年10月一部改定
神奈川県教育委員会

「県立高校改革実施計画（全体）」の一部改定について

1 一部改定の経緯、考え方

平成27年1月に策定した「県立高校改革基本計画」に基づき、平成28年1月に策定した「県立高校改革実施計画（全体）」は、中長期を展望し、平成28年度から令和9年度までの12年間の県立高校改革にかかわる教育内容・方法、学校経営、県立高校の再編・統合等について示しています。

この計画は、計画策定後の様々な状況変化に対応するため、Ⅲ期計画*策定時に、社会状況の変化やⅠ期計画、Ⅱ期計画の進捗状況の検証結果を基に、必要な見直しを行うこととしており、今回の一部改定は、こうした方針に基づくものです。

計画策定後の県立高校改革にかかわる様々な状況変化について整理した結果は、次のとおりです。

※ 「県立高校改革実施計画（全体）」を基に、具体的に取り組む施策内容等を明らかにした期別計画（4年間の計画）を策定することとしており、Ⅰ期は平成28年度から令和元年度まで、Ⅱ期は令和2年度から令和5年度まで、Ⅲ期は令和6年度から9年度までとしています。

(1) 県立高校の教育を取り巻く状況の変化

○ 社会状況の変化

計画策定以降、本県の少子化・人口減少の進行は地域間の差異はみられるものの、引き続き、その傾向に大きな変化はなく公立中学校卒業予定者数の減少が見込まれます。（巻末の【参考図表4】参照）

また、新たな技術が社会生活に及ぼす影響はますます拡大し、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代を迎え、こうした社会に対応できる人材の育成が求められています。

さらに、社会全体に大きな変化をもたらした事象として、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大がありますが、感染症のまん延による影響は、社会・経済のみならず、人の行動・意識・価値観にまで及び、学校教育においては、生徒の安全・安心の確保と学びの保障が大きな課題となり、オンライン等のICTを活用した学習などが求められました。

○ 高校教育をめぐる動き

平成30年6月に、国の「第3期教育振興基本計画」が策定され、高校教育にかかわる現状について、学校外での学習時間が低い水準にとどまっていることを課題としており、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項については、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値観を創造する人材の育成をめざすことを示しています。

また、令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」では、「新時代に対応した高等学校教育等の在り方について」の中で、高校には多様な入学動機や進路希望、学習経験、言語環境など、様々な背

景を持つ生徒が在籍していることから、義務教育において育成された資質・能力を更に発展させながら、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することを求めています。

さらに、高校には高等教育機関や実社会との接続を果たすことが求められ、成年年齢が18歳に引き下げられることなどを踏まえて、自己のキャリア形成と関連付けて学び続けていけるよう、学びに向かう力の育成やキャリア教育の充実を図ることも必要としています。

令和4年度からは、新しい時代に必要とされる資質・能力を身に付けるため、主体的・対話的で深い学びを実践するための新しい学習指導要領に基づく教育課程が始まりました。

○ 現代の高校生の状況

令和3年1月の中央教育審議会答申の中で、文部科学省・厚生労働省「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」における調査結果に触れ、「楽しいと思える授業がたくさんある」という質問に対して、「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した割合は、高校1年生時点（平成29年）では66.3%であったものが、高校2年生時点（平成30年）では56.4%となるなど、全体的な傾向として、高校において生徒の学校生活等への満足度や学習意欲が低下していることが示されました。

こうしたことから、高校における教育活動について、学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸ばすものへ転換することが求められています。

一方、高校生の不登校や問題行動等は依然多く発生しています。その背景には生徒の心の問題とともに、家庭、学校、地域等生徒の置かれている環境の問題が複雑に絡み合っており、多方面と連携した支援が必要とされています。

(2) I期、II期計画の進捗状況の検証結果

I期計画については、令和2年6月に「県立高校改革実施計画（I期）成果と課題」をまとめ、計画における3つの改革の柱ごとに検証を行いました。

検証の中で、計画を進めていく上での方向性については、改革の柱1「質の高い教育の充実」では、高等学校学習指導要領の改訂を踏まえ、国が示す指針や高大接続改革の動向などを注視し取組みを進めること、改革の柱2「学校経営力の向上」では、学校評価を活用した教育活動の改善や時代に即した教育環境の整備などに引き続き取り組むこと、改革の柱3「再編・統合等の取組み」では、定時制志願者の傾向やニーズなどをもとに、定時制の適正配置等についてさらに検討を進めていくことと整理しています。

また、II期計画については、計画途中であることから、令和4年2月に、2年間の取組状況を「令和2年度、令和3年度 県立高校改革実施計画（II期）進捗状況」として整理しました。この中では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組みもありましたが、概ね計画どおりに進めることができていることを確認しました。

(3) 計画の見直しについての考え方

県立高校の教育を取り巻く状況の変化として、公立中学校卒業予定者数が減少傾向であることや、高校生の学習意欲を喚起することが引き続き求められているなど、計画策定当初と概ね状況が変わっていないことが確認できました。

また、期別計画の検証結果からは、計画の構成や方向性などを変更しなければならないような状況は生じておらず、引き続き計画に基づく取組みを着実に推進していく必要があることが確認できました。

そのため、計画の見直しについては、策定時に定めた県立高校改革の基本的な考え方（改革のコンセプト、改革の3つの柱、改革のめざす姿）や改革の3つの柱を支える7つの重点目標などの構成は変更しないこととし、7つの重点目標の下に位置付けた個別の取組みについて、社会状況の変化等を踏まえ見直すこととしました。

2 新型コロナウイルス感染症等への対応

令和2年1月に、国内初となる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、県立高校では、校内の消毒をはじめ、検温を含めた毎日の生徒の健康観察、常時換気の実施など、基本的な感染症対策の徹底を図ってきました。

感染防止を図るとともに、生徒の安全・安心を確保するために、臨時休業や分散登校等を行った際には、オンライン授業の実施や動画教材の開発など、県立高校全体でこれまで以上にICTを活用して、生徒の学びの保障に取り組んできました。

このように生徒の安全・安心と学びの保障を両立させながら、県立高校改革実施計画に基づく取組みを進める中、多くの人が集まる学校説明会や海外との交流事業などについては、実施を見送ったものもありました。

こうした感染症対策の中で得られた経験については、計画に基づく取組みに反映していきます。また、今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、様々な状況にも柔軟に対応しながら、学校教育の質を高め、生徒の学びと成長にとって何が必要かという視点を最優先にするという基本的な考えのもと、県立高校改革に取り組めます。

3 計画の修正を行った箇所

今回の計画の見直しにより修正を行った箇所については、一部改定と表記しました。

目次

「県立高校改革実施計画（全体）」の一部改定について……………	i
--------------------------------	---

I 県立高校改革の推進

1 改革の基本的な考え方……………	2
2 基本計画と実施計画の関係……………	3

II 実施計画(全体)

1 計画策定の趣旨……………	6
2 計画策定の視点……………	6
3 計画期間……………	6
4 実施計画の構成……………	6
5 改革の内容……………	7
(1) 質の高い教育の充実……………	7
(2) 学校経営力の向上……………	19
(3) 再編・統合等の取組み……………	23

資料編



I 県立高校改革の推進

1 改革の基本的な考え方

神奈川県教育委員会は、平成27年1月に「県立高校改革基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、これからの県立高校改革に向けて、次のように基本的な考え方を整理しました。

改革のコンセプト

「生徒の学びと成長にとって何が重要かという視点を最優先にする（スチューデント・ファースト）」という基本的な考え方に立って、すべての県立高校で改革に取り組めます

改革の3つの柱

生徒の多様性（ダイバーシティー）を尊重し、個性や能力を伸ばす、質の高い教育の充実

魅力ある学校づくりを一層推進する学校経営力の向上

少子化社会の中で生徒に望ましい教育を推進する県立高校の再編・統合

改革のめざす姿

めざす生徒像

県立高校に学ぶ生徒を、夢や希望、そして志をもち、学びを通じて自らの人生を切り拓き、生涯をたくましく生きる力や、人を思いやり、社会とかわり貢献する力を身に付けた人に育てます

めざす学校像

「めざす生徒像」の実現に向けて、生徒一人ひとりを大切に育む豊かな人間性と高い専門性を身に付けた教職員の育成・配置や、生徒にとって安全・安心で快適な教育環境の整備、さらには地域と連携した学校づくりなどを通じて、県民と地域に信頼され、活力ある魅力にあふれた県立高校にします

このような考え方に基づき、具体的な計画として、「県立高校改革実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定しました。

2 基本計画と実施計画の関係

県立高校改革における基本計画と実施計画との関係は、次のとおりです。

基本計画	実施計画
改革の柱1 質の高い教育の充実	改革の柱1 質の高い教育の充実
重点目標1 すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します	重点目標1 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の改善 ・授業力向上の推進 ・プログラミング教育の推進 ・生徒の英語力向上の推進 ・歴史・伝統文化教育の推進 ・学習機会拡大の推進 ・学習意欲の向上と確かな学力の育成
重点目標2 生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます	重点目標2 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の改善[再掲] ・科学技術・理数教育の推進 ・グローバル化に対応した先進的な教育の推進 ・専門教育の推進 ・国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進
重点目標3 共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します	重点目標3 <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体制の充実 ・インクルーシブ教育の推進
改革の柱2 学校経営力の向上	改革の柱2 学校経営力の向上
重点目標4 学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます	重点目標4 <ul style="list-style-type: none"> ・自律的・組織的な学校経営の充実 ・県立高校への理解を深める情報提供の推進 ・教職員の実践的指導力向上の推進
重点目標5 地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます	重点目標5 <ul style="list-style-type: none"> ・地域協働による学校運営の推進
重点目標6 生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組みます	重点目標6 <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校の教育環境整備
改革の柱3 再編・統合等の取組み	改革の柱3 再編・統合等の取組み
重点目標7 少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組みます	重点目標7 <ul style="list-style-type: none"> ・学校規模の適正化の推進 ・課程・学科等の改善 ・県立高校の適正配置

- この冊子では「全校」、「対象校」及び「指定校」を次の意味で使用しています。
- 「全校」……すべての県立高校を指します。
 - 「対象校」…県立高校のうち当該事業の対象となる高校を指します。
 - 「指定校」…高校改革で取り組むそれぞれの指定事業で、原則として期間を設けて指定された高校を指します。指定校については、指定事業ごとに、原則、各地域から1校程度を指定し、その取組みの成果を、地域内の他の県立高校にも普及する役割を担います。



Ⅱ 実施計画（全体）

1 計画策定の趣旨

県教育委員会では、平成27年1月に「県立高校改革基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、活力ある魅力にあふれた高校づくりに向けた改革のコンセプトとして、「生徒の学びと成長にとって何が重要かという視点を最優先にする（スチューデント・ファースト）」という基本的な考え方に立って、すべての県立高校で改革に取り組むこととしました。

「県立高校改革実施計画」（以下「実施計画」という。）は、基本計画に基づく改革の実現に向けて、中長期（概ね15年間）を展望した県立高校改革に取り組むうえでの教育内容・方法、学校経営、そして県立高校の再編・統合にかかる具体的な計画として策定したものです。

2 計画策定の視点

実施計画の策定については、高校教育をめぐる国の動きや社会状況の変化、今後の公立中学校卒業生徒数の動向等に、柔軟に対応していけるよう策定しました。

また、実施計画はすべての県立高校を対象にするとともに、再編・統合の対象となる学校の生徒募集への影響に十分考慮して策定しました。

3 計画期間

実施計画の計画期間は、平成28年度を初年度として令和9年度を目途に12年間（Ⅰ期～Ⅲ期）としました。

4 実施計画の構成

実施計画は、計画期間の全体にわたる改革内容を示すとともに、今後の展望を明らかにした「実施計画（全体）」と、改革の計画期間を分割して具体的に取り組む施策内容や再編・統合の対象校を示す期別の「実施計画（Ⅰ期）」～「実施計画（Ⅲ期）」とにより構成しました。

「実施計画（Ⅰ期）」については、平成28年度から令和元年度までの4年間とします。「実施計画（Ⅱ期）」については平成30年度を目途に、「実施計画（Ⅲ期）」については令和4年度を目途に、それぞれ策定します。

なお、「実施計画（全体）」については、今後の社会状況の変化や、Ⅰ期、Ⅱ期の期別の進捗状況の検証結果に基づき、「実施計画（Ⅲ期）」の策定時に、必要な見直しを図ることとしています。

※本頁の記載は計画策定時（平成28年1月時点）のものであります。（年度の表記は除く）

5 改革の内容

(1) 質の高い教育の充実

趣旨 生徒の多様性(ダイバーシティー)を尊重し、個性や能力を伸ばす、質の高い教育の充実に取り組みます。

「県立高校改革基本計画」での位置づけ

重点目標 1 「すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します」

取組みとその概要

教育課程の改善 **一部改定**

すべての県立高校で、計画的かつ系統的に学力の伸長(定着と向上)を図ることができるよう、キャリア教育の観点も踏まえつつ、卒業するまでに生徒に身に付けさせる学力や育成する人間性や社会性等を明示した教育の目標を定め、目標達成のための教育課程を編成します。

各学校では、学習指導要領や「かながわ教育ビジョン」等に基づき、どのような教育課程を編成し、いかに実施し、評価して改善を図るかという「カリキュラム・マネジメント」の確立をめざします。そこで、学校の教育活動全体を通じて、生徒が身に付けた学力の達成状況を把握するため、生徒学力調査に取り組むとともに、人間性や社会性を育む様々な教育活動などを実施し、その結果を教育課程の改善にいかします。

また、学習指導要領に関連した教育課題や、国の動向等を見据えた新たな教育課題に的確に対応できるよう、県教育委員会が教育課程研究開発校を指定します。指定を受けた学校では、研究テーマに基づいて教育課程の研究開発に取り組めます。

○ 教育課程の改善

県立高校は学校ごとに生徒に身に付けさせたい学力や育みたい人間性や社会性などを明確に示し、学校教育計画を定め、それに基づいて教育課程を編成し、ICTを活用した授業や校内テストの共通化など、教育活動全体を通じて、生徒にとってより良い改善を実施

○ 生徒学力調査の実施 **一部改定**

県立高校2年生等を対象に、生徒学力調査を実施し、生徒一人ひとりの学力の定着と向上に取り組むとともに、各学校のカリキュラム・マネジメントにいかすなど、「質の高い教育の充実」に向けた検証データとして活用

○ 教育課程研究開発校の指定

県教育委員会が指定した学校において、教育課程に関する研究開発を実施

授業力向上の推進 **一部改定**

県立高校での組織的な授業改善を一層推進するため、授業力向上推進重点校を指定します。指定を受けた学校では、先進的で優れた指導方法や教材等を研究開発し、研究発表等を実施することで、その成果を広く普及します。また、地域での学校間の協議や研究推進等のコーディネーター役を担います。

さらに、ICTを活用した授業づくりを一層進めるため、ICT利活用授業研究推進校を指定します。指定を受けた学校では、ICTを活用した授業実践（オンラインによる学習を含む。）を通じて、指導方法等を研究開発し、先進的な役割を果たします。

○ 授業力向上推進重点校の指定

県教育委員会が指定した学校において、学校全体で生徒一人ひとりの学力の定着と向上を図るため、授業力向上に関する先進的な研究開発を実施

○ ICT利活用授業研究推進校の指定 **一部改定**

県教育委員会が指定した学校において、1人1台端末などのICT機器の活用により、主体的・対話的な学びに資する指導方法やデジタル教材作成などの研究開発を実施

プログラミング教育の推進

学力の要素の一つとしてあげられる思考力・判断力・表現力等の育成が求められている中、コンピュータを活用して、論理的思考力を身に付け、協働して問題解決に取り組むことのできる人材を育成するため、プログラミング教育研究推進校を指定します。指定を受けた学校では、問題解決の手順や手法を学ぶ方法の一つとしてのプログラミング学習について、実践的な研究を行い、その成果を広く普及します。

○ プログラミング教育研究推進校の指定

県教育委員会が指定した学校において、問題解決の手順等を学ぶ方法の一つとしてのプログラミング学習に関する研究開発を実施

生徒の英語力向上の推進 **一部改定**

県教育委員会では、「生徒の英語力向上推進プラン」^{※1}等の国の動向も踏まえ、英語学習への意欲を高めるとともに、英語によるコミュニケーション能力の向上をめざします。

そのため、生徒がさらに、英語資格・検定試験を受験することができるよう、必要な支援に取り組みます。

また、生徒に豊かな国際感覚と高い実践的英語力を育成するための海外留学支援にも取り組みます。

○ 英語資格・検定試験の活用

生徒の英語力向上をめざして、英語資格・検定試験の受験を促進するため、必要な支援を実施し、生徒一人ひとりの英語力の定着と向上に取り組むとともに、目標達成のための検証データとして活用

○ 生徒海外留学支援の実施 **一部改定**

生徒に豊かな国際感覚と高い実践的英語力を育成するため、長期・短期の海外留学支援やオンラインによる交流等を実施するほか、留学に向けた意識を向上させる取組みを実施

※1 「生徒の英語力向上推進プラン」とは、生徒の着実な英語力向上を図るため、平成27年6月に、文部科学省において策定・公表した、生徒の英語力向上のための国、地域、学校における検証改善サイクルの構築を進めるプラン

歴史・伝統文化教育の推進

グローバル化が加速する社会で、我が国や郷土の歴史・伝統文化に対する理解を深め、主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを養う教育を一層推進するため、これまでの日本史の必修化の取組みのもとに、日本史と世界史の科目において「逆さま歴史教育」^{※1}に取り組みます。

また、「逆さま歴史教育」の実践研究を行う研究校を指定します。指定を受けた学校では、実践研究に基づく指導事例集を作成し、その普及に取り組みます。

○ 逆さま歴史教育にかかる研究校の指定^{※2}

県教育委員会が指定した学校において、指導方法等を研究開発し、その成果に基づいて指導事例集を作成し、各学校での活用に向けて普及

※1 「逆さま歴史教育」とは、現代の事象につながる歴史的な背景を、過去へさかのぼって探究し、現代の課題に着目して考察することにより歴史的思考力を培っていく学習方法

※2 研究校の指定はⅠ期で終了。Ⅱ期以降は指導事例の普及

学習機会拡大の推進 一部改定

県教育委員会及び各学校では、生徒の学習意欲や興味・関心、さらには進路希望の実現に向けた学習ニーズに対応するため、地域の行政機関、大学、職業技術校等の教育機関や企業、その他の関係団体などと連携協定を結んで「県立高校生学習活動コンソーシアム」などの協力体制を構築します。各学校では、こうしたコンソーシアムを活用した学びにより、学習機会の拡大を推進します。

生徒は、コンソーシアムによって提供される学びの機会を活用し、講義や実習、体験的な学習活動を通じて、豊かな教養と専門的な知識や技能・技術を身に付けるほか、その学習内容に応じて連携協定先で認められた成果を、在籍する高校の認定により、単位として修得できます。

また、県立高校間での単位互換については、総合学科などでの従前の取組み実績を踏まえ、より充実していきます。

○ 県立高校生学習活動コンソーシアム等の形成・推進 一部改定

生徒の主体的な学びへとつながる様々な学習機会の提供と充実を図るため、県立高校と地域の行政機関、教育機関、企業、関係団体などが連携するコンソーシアムを形成

各学校の学習ニーズに対応した教育活動を推進するためコンソーシアムを活用

○ 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域の指定^{※1}（2地域）

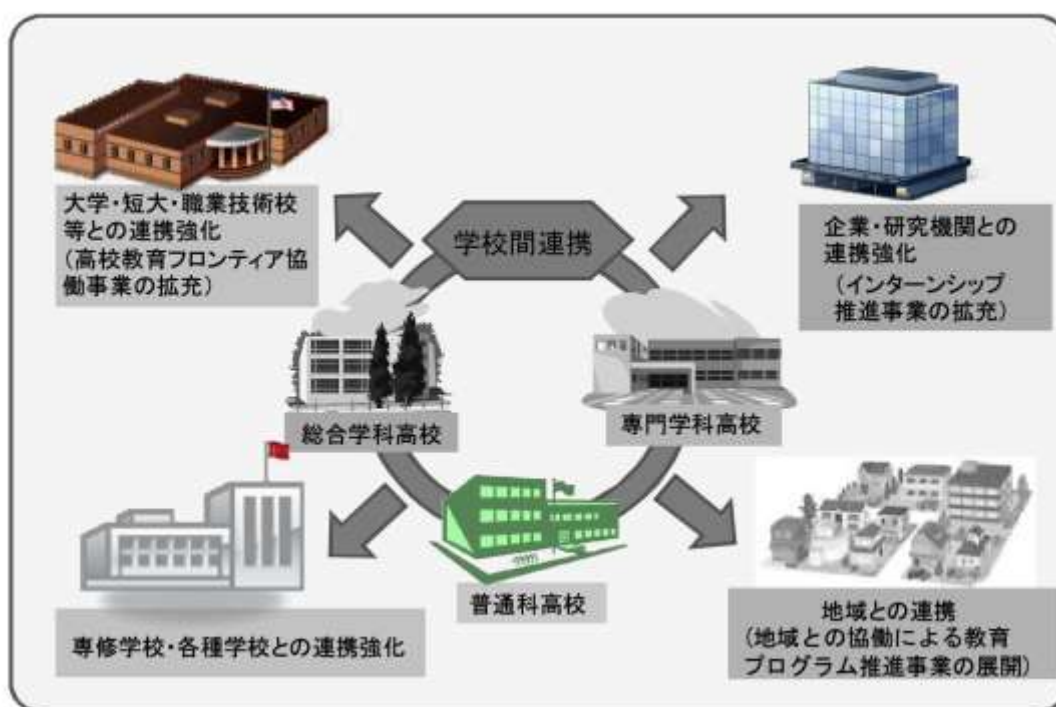
県立高校生学習活動コンソーシアムにより、生徒の学びの機会を広げ、単位の認定の取組みを進めるため、先進的に実践する地域を指定し、その成果を全県に拡充

○ 県立高校単位互換システムの構築

コンソーシアムを活用して、生徒の学習機会を拡大するため、県立高校間での連携による科目の学修や、大学等が開講する講座などにおける学修を通じて単位認定等を行う単位互換システムを構築

※1 モデル地域の指定はⅠ期で終了。Ⅱ期以降は成果を全県に拡充

県立高校生学習活動コンソーシアム（イメージ図）



学習意欲の向上と確かな学力の育成

生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を通じて、学習意欲の向上と確かな学力の育成を図るため、学び直しの学習や少人数指導等を積極的に取り入れ、実践する学校を指定し、その取組みを支援していきます。

また、定時制や通信制に通う生徒に確かな学力を身に付けさせるため、教材開発やキャリア教育、学習支援の充実を図ります。

○ 確かな学力育成推進校^{※1}の指定

県教育委員会が指定した学校において、学び直しの学習や少人数指導等の授業実践を通じて、学習意欲を引き出し、確かな学力を身に付ける取組みを実施

○ 定時制・通信制教育の推進

定時制や通信制においては、学び直し教材を作成するプロジェクトチームを設置し、各学校の授業実践を通じた成果の共有化を進めるなどして、学習意欲を引き出し、確かな学力を身に付ける取組みを実施

※1 「確かな学力育成推進校」とは、個に応じた丁寧な指導等を実践する学校

「県立高校改革基本計画」での位置づけ

重点目標 2 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます」

取組みとその概要

教育課程の改善 **一部改定** [再掲]

将来の日本や国際社会でリーダーとして活躍できる高い資質・能力をもった人材を育成するため、県教育委員会が示す指標に基づいて学力向上進学重点校を指定します。

指定を受けた学校では、幅広い教科・科目の指導や総合的な探究の時間での探究活動の取組み等を通じて、生徒一人ひとりに高い学力と、豊かな知恵や経験を身に付けさせ、進路希望の実現が図れるよう取り組みます。

また、中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）において、新時代に対応した高校教育等のあり方が示され、その一つとして、STEAM教育^{*1}等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成の必要性が掲げられました。県立高校においても、生徒の能力や関心に応じたSTEAM教育を推進するため、その実施方法等について研究を進めていくSTEAM教育研究推進校を指定し、その取組みを支援していきます。

○ 学力向上進学重点校の指定（10校程度）

県教育委員会が示した指標に基づき、生徒一人ひとりに高い学力を身に付けさせ、豊かな人間性や社会性を育むなど、バランスのとれた教育活動、進学実績、学校運営等を総合的に選考して指定（3年ごとに改めて指定）

- ・ 28年度にエントリーした学校を2か年にわたってエントリー校として指定。その成果を指標に基づいて検証し、30年度に新たな学力向上進学重点校を指定

学力向上進学重点校の指定にあたっての指標は次のとおりです。

- 1 めざす生徒像を見据えて、「主体的・対話的で深い学び」の視点による教科指導等を展開し、高いレベルの思考力・判断力・表現力等の能力の育成を図るため、各学校において達成すべき学力水準を示している。
- 2 県教育委員会が実施する生徒学力調査（2学年）の結果により、高い学力を身に付けさせている。
- 3 生徒の7割以上が在学期間中に、CEFR^{*2} B1レベル^{*3}を達成し、高い英語力を習得している。
- 4 生徒の探究活動や全国規模の大会等での取組みなど、学校の教育活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性を育み、その成果をあげている。
- 5 全県立高校の中で、いわゆる難関と称される大学への現役進学において高い実績をあげている。

○ STEAM教育研究推進校の指定 一部改定

STEAM教育推進のため、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発を実施

- ※1 「STEAM教育」とは、各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科等横断的な教育。STEM (Science、Technology、Engineering、Mathematics) で表される科学系の学びに、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を包含するリベラルアーツ (A) を加えたもの
- ※2 「CEFR」とは、外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠のことで、外国語運用能力の評価のために欧州評議会が発表したもの
- ※3 「CEFR B1レベル」とは、「各試験・検定試験とCEFRとの対照表」(文部科学省(平成30年3月))によると、実用英語技能検定2級に相当

科学技術・理数教育の推進

知識基盤社会^{※1}が進展する中、次代を担う科学技術系人材を育成するため、理数教育推進校を指定します。指定を受けた学校では、科学技術・理数に関する興味・関心と、知的探究心を一層高める教育を推進するための実践的な研究を行い、その成果を広く普及します。さらに優れた成果を挙げた指定校は、文部科学省「スーパーサイエンスハイスクール」^{※2}の指定をめざします。

○ 理数教育推進校の指定

県教育委員会が指定した学校において、理数教育のための教育課程や指導方法、教材等の研究開発を実施

- ※1 「知識基盤社会」とは、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会
- ※2 「スーパーサイエンスハイスクール」とは、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高校等を指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する事業

グローバル化に対応した先進的な教育の推進 **一部改定**

グローバル化に対応するため、グローバル教育研究推進校を指定します。指定を受けた学校では、英語によるコミュニケーション能力を高め、国際的な視野をもち、多様な価値観を受容できる力を育む教育を推進するための実践的な研究を行い、その成果を広く普及します。さらに、優れた成果を挙げた指定校は、文部科学省「スーパーグローバルハイスクール」^{※1}の指定をめざします。

また、県教育委員会では、生徒が高い英語力を身に付け、海外の大学にも円滑に進学できるよう、国際的に認められている大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能な国際バカロレア認定校の設置をめざし、国際バカロレア認定推進校を指定するとともに、その学びを他校にも広め、県立高校全体の英語教育や探究的な学びの充実を図ります。

英語教員の海外研修については、英語教員の英語力や指導力等を一層向上させるため、国際バカロレア認定推進校の教職員を含め、海外派遣研修等の取組みを推進します。

県立高校で学ぶ意欲のある海外から帰国した生徒や、日本語を母語としない生徒の教育機会を拡大するため、特別募集による入学者選抜の実施校の拡大を図ります。あわせて、きめ細かな学習指導及び学校生活への支援を行う環境整備に一層努めます。

○ グローバル教育研究推進校の指定

県教育委員会が指定した学校において、グローバル人材を育成するための学習プログラム等の研究開発を実施

○ 国際バカロレア認定推進校の指定・取組みの普及 **一部改定**

県教育委員会が指定した学校において、国際バカロレア認定校の設置をめざし、入学者の選抜方法や教育課程の検討、教職員の育成・確保や認定校設置に向けた環境の整備を実施

国際バカロレア認定校での学びを他校にも広め、県立高校全体の英語教育や探究的な学びを充実

○ 生徒海外留学支援の実施[再掲]

○ 英語教員の海外研修の実施

生徒の英語によるコミュニケーション能力を高めるため、国際バカロレア認定校の設置や認定校で教育にあたる教職員を含む英語教員について、海外派遣研修等の取組みを促進

○ 外国につながるのある生徒への教育機会の提供と学習支援

海外帰国生徒特別募集及び在県外国人等特別募集の実施校の拡大を図るとともに、日本語指導をはじめとする学習面や、学校への適応に向けた生活面等への必要な支援を実施

※1 「スーパーグローバルハイスクール」とは、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、それによって、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的とした事業。令和2年度で同事業が終了したため、指定校での取組みは、全校への成果の普及が中心となります。

専門教育の推進 一部改定

県教育委員会及び専門学科高校では、生徒の学習意欲や興味・関心、さらには進路希望の実現に向けた学習ニーズに対応するため、地域の行政機関、大学、職業技術校等の教育機関や企業、その他の関係団体などと連携協定を結んで「県立高校生学習活動コンソーシアム」などの協力体制を構築します。

科学技術の進歩や産業構造の変化にも対応できるよう、生徒がコンソーシアムを活用して連携協定先の大学や企業等での講義や実習、体験的な学習活動を通じて、専門的な知識や技能・技術を習得し、自らの進路希望の実現につなげていきます。

- 県立高校生学習活動コンソーシアム等の形成・推進 一部改定 [再掲]

国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進

県教育委員会では、生徒の個性や優れた能力の育成を一層図るため、「スーパーサイエンスハイスクール」をはじめとする国の研究開発にかかる指定事業を積極的に活用します。

指定を受けた学校では、本県を代表して、全国的に先進的な教育分野にかかる研究開発に取り組むとともに、その成果の積極的な公表や普及を行います。

- 国の研究開発にかかる指定事業の積極的な活用

県教育委員会が国の研究開発にかかる指定事業に積極的に取り組む県立高校について、指定事業の採択や研究開発の推進に向け、学校と一体となった取組みを実施

「県立高校改革基本計画」での位置づけ

重点目標 3 「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」

取組みとその概要

教育相談体制の充実 **一部改定**

神奈川での支援教育の充実を推進するため、支援を必要とする県立高校生に対して、必要な学習支援・キャリア支援等を的確に行うことができるよう、教育相談コーディネーター※1等の計画的な養成・配置と、より実践的なスキルアップ等に向けた研修の充実、スクールカウンセラー等の配置の拡大に継続的に取り組めます。

○ 教育相談コーディネーター養成の拡充

支援が必要なすべての生徒に対して必要な配慮が行えるよう、各課程2名以上の配置を確立。そのため、既存の養成講座に加え、新たな研修を実施

○ ソーシャルワークの視点をもった教員の養成

ソーシャルワークの視点を持ち、校内の教育相談体制においてキーパーソンとなる人材を養成するため、大学等と連携した研修を実施

○ 様々な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実 **一部改定**

生徒が抱える悩みや置かれている環境など、様々な課題に対応するための支援体制を充実

※1 「教育相談コーディネーター」とは、支援を必要とするすべての児童・生徒に対応し、学校の教育相談体制の中心的な役割を果たす教員

インクルーシブ教育の推進 一部改定

県教育委員会では、すべての県立高校において、インクルーシブ教育の推進を図るための取組みを進めます。また、学校への支援として、県立総合教育センターでの教育相談機能や、県立特別支援学校の地域におけるセンター的機能の充実を図り、支援体制の整備に取り組みます。

インクルーシブ教育の推進の一環として、障がいのある生徒に高校教育を受ける機会を一層拡大するため、地域バランス等に配慮しながら、インクルーシブ教育実践推進校を指定します。まず、改革当初4年間で3校をパイロット校^{※1}として指定し、段階的に20校程度まで拡大します。指定を受けた学校では、適切な入学者選抜、教育課程の弾力的な運用、就労や進学等の支援など、充実した校内体制や教育環境の整備に取り組みます。

さらに、その取組みの成果を、各学校がこれまでも進めてきた支援教育の取組みの実績とともに情報共有することで、全校でインクルーシブな学校づくり^{※2}を目指します。

また、小・中学校で行われていた通級による指導が高校でも行えることとなったことから、高校においても生徒の多様な教育的ニーズに対応するため通級による指導に取り組みます。

○ インクルーシブ教育に関する学校支援の充実

すべての県立高校でのインクルーシブ教育の推進を支援するため、県立総合教育センターや県立特別支援学校などとの連携体制の整備を促進

○ インクルーシブ教育実践推進校の指定（20校程度）

県教育委員会が指定した学校において、障がいのある生徒に高校教育を受ける機会を拡大するため、入学者選抜や教育課程、進路支援等の研究開発を実施

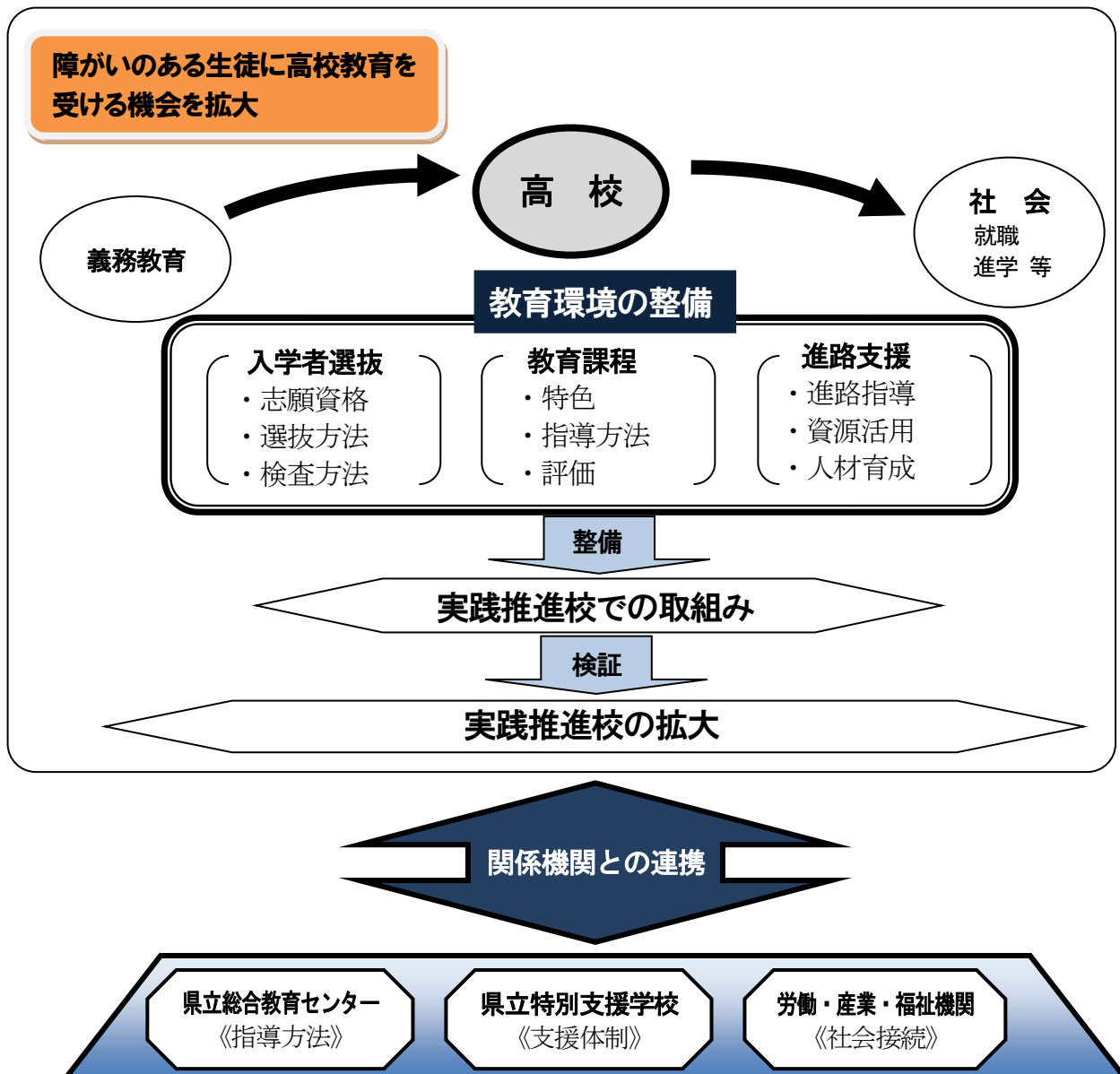
○ 通級指導導入校の指定 一部改定

生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、通級指導導入校を指定し、通級による指導を実施

※1 「パイロット校」とは、インクルーシブ教育を実践推進するために先導的な役割を果たす学校

※2 「インクルーシブな学校づくり」とは、入学したすべての生徒が、支援教育の理念のもとで、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な支援を受けることができるよう、各校の特色に合わせた学校づくりを進めていくこと

インクルーシブ教育実践推進校（イメージ図）



※ 取組みの成果を情報共有し、全校でインクルーシブな学校づくりを推進

(2) 学校経営力の向上

趣旨 魅力ある学校づくりを一層推進する学校経営力の向上に取り組みます。

「県立高校改革基本計画」での位置づけ

重点目標4 「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」

取組みとその概要

自律的・組織的な学校経営の充実 **一部改定**

県教育委員会では、「かながわ教育ビジョン」、スクール・ミッションに基づき、すべての県立高校で、校長のリーダーシップのもと、各学校における教育活動の方針となるスクール・ポリシー^{*1}を策定するとともに、学校経営にかかる裁量をいかし、全教職員が一丸となって、より良い県立高校づくりに取り組むことができるよう、学校評価や第三者評価^{*2}システムを、より活用しやすく、効果が発揮できる仕組みに改善します。

また、外部人材の活用についても検討し、取組みを進めます。

さらに、学校経営に成果をあげている優れた県立高校を、学校評価や第三者評価の報告などに基づいて総合的に選考し、その取組みを全校に紹介し、あわせて必要な支援を行います。

○ スクール・ポリシーに基づく教育活動の推進 **一部改定**

スクール・ポリシーを策定・公表し、これに基づく教育活動を推進
スクール・ポリシーの策定にあたっては、県教育委員会による各学校の存在意義、社会的役割の明確化（スクール・ミッションの再定義）を受け実施

○ 学校評価・第三者評価システムの改善・充実

学校評価や第三者評価システムをより活用しやすく効果が発揮できる仕組みに改善

○ 学校経営・学校運営に資する外部人材の活用 **一部改定**

学校管理職や専門職としての適性があり、高い資質・能力を発揮して県立高校の教育力や経営力の向上にとって期待される人材や、学校運営をサポートする人材を活用

○ 地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業の取組み

県立高校全体で、地域協働・地方創生による学校づくりや学校経営に成果をあげている優れた学校を、学校評価や第三者評価の報告などに基づいて総合的に選考し、その取組みを全校に紹介するとともに、必要な支援を実施

※1 「スクール・ポリシー」とは、各学校における、入学者選抜時から卒業時までの教育活動の方針。各学校がスクール・ミッションに基づき定める「育成を目指す資質・能力に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受け入れに関する方針」の3つの方針の総称

※2 「第三者評価」とは、学校と設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価・助言を行うもの

県立高校への理解を深める情報提供の推進

広く県立高校の魅力等を伝え、理解の促進を図るとともに、県立高校改革の取り組み内容について、県民に分かりやすく伝えられるよう、リーフレットやパンフレット、さらには改革にかかる計画の概要等の印刷物を作成・配布するほか、県教育委員会や各学校のホームページを活用するなどして、県民や中学生、保護者、教職員等への広報に取り組みます。

○ 活力ある魅力にあふれた県立高校の情報発信

県立高校の魅力や改革にかかる取り組み内容等について広報するため、リーフレットやパンフレット、さらには改革にかかる計画の概要等の印刷物を作成・配布。また、県教育委員会や各学校のホームページなどを積極的に活用

教職員の実践的指導力向上の推進 一部改定

県教育委員会では、教職員研修について、「教職員人材確保・育成計画」等に基づき、国の動向も踏まえながら、専門性や実践的指導力を向上させるため、研修効果が測れる、柔軟で効果的な研修体系への再構築を図ります。あわせて、県立高校における教育課程の改善に向けて、その相談・支援にあたる県立総合教育センターの学校支援機能の一層の充実を図るとともに、研修履歴等を管理するためのシステムの構築・運用に向けた取り組みを進めます。

また、県立高校生が、高い英語力を身に付け、海外の大学にも円滑に進学できるように、国際的に認められている大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能な国際バカロレア認定校の設置をめざすとともに、認定校で教育にあたる教職員を含む英語教員の海外派遣研修等の取り組みを推進します。

○ 研修効果を測れる、柔軟で効果的な研修体系の構築・運用 一部改定

研修効果の測定や、複数年にわたって柔軟に受講できるように構築した効果的な研修体系に基づく教職員研修を実施

○ 英語教員の海外研修の実施[再掲]

○ 国際バカロレア認定推進校の指定・取り組みの普及 一部改定 [再掲]

「県立高校改革基本計画」での位置づけ

重点目標5 「地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます」

取組みとその概要

地域協働による学校運営の推進 **一部改定**

すべての県立高校において学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクールを指定することを通じて、地域学校協働活動など、地域住民や保護者等との連携・協働による、より良い教育の実現をめざして、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

「神奈川県らしいコミュニティ・スクール」は、県教育委員会が定める「神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」に基づき、学校運営協議会（当該校長を含む原則10名以内の委員による協議会）を組織し、地域の自然や人材など、神奈川の様々な資源をいかしながら取組みを進めます。

また、各学校における教育活動の更なる改善や充実を図るために、学校運営協議会に設置されている部会の活動を推進します。

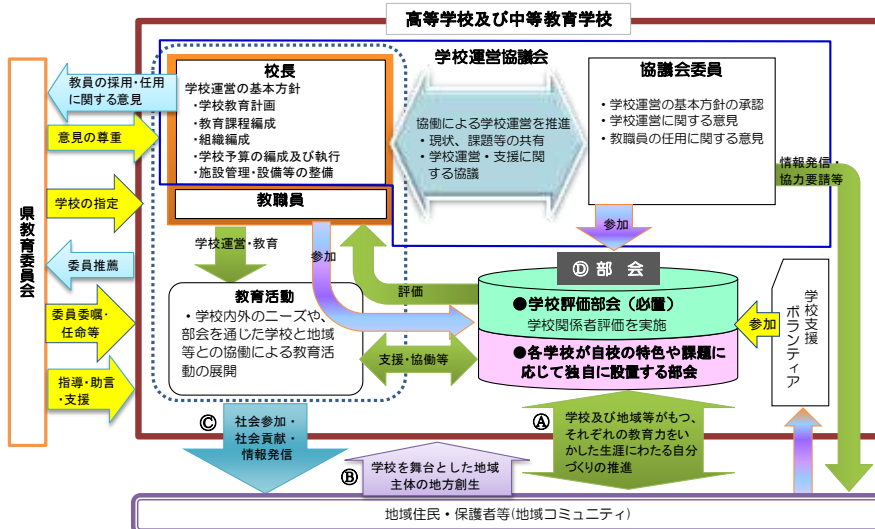
なお、コミュニティ・スクールの指定により、これまで取り組んできた学校評議員制度については見直しを図ります。

○ 神奈川県らしいコミュニティ・スクールの導入・推進（全校） **一部改定**

これまで各学校において地域との協働による学校運営や開かれた学校づくりに取り組んできた実績をいかしながら、コミュニティ・スクールの指定を段階的に行い、学校運営協議会に基づく地域協働による学校運営を推進

また、各学校の教育活動の更なる改善や充実を図るために、学校運営協議会に設置されている部会の活動を推進

神奈川県らしいコミュニティ・スクールの指定について（イメージ図）



※必置である学校評価部会以外は、各学校が自校の特色や課題に応じて独自に設置。

**ココが
神奈川県らしい**

- ④ かながわ教育ビジョンの具体化
- ⑤ 地方創生の観点からの学校運営協議会
- ⑥ 高校生が主体的に地域へ
- ⑦ 学校運営協議会の実質的活動の保障

「県立高校改革基本計画」での位置づけ

重点目標6 「生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組みます」

取組みとその概要

県立高校の教育環境整備 **一部改定**

県教育委員会では、すべての県立高校で、ICT機器やインターネットなどを活用した授業の促進や教職員の校務の効率化が図られるよう、ICTにかかる基盤整備や情報機器の適正な配置などについて、セキュリティを担保しつつ、技術の進展にも対応しながら、計画的に整備・更新します。

理科の実験・実習の設備・備品をはじめ、芸術、体育、家庭などの実技指導を伴う教科や、専門教育のための設備・備品について、新たな指導内容や老朽化に対応するため、計画的に整備を進めます。

また、安全・安心な教育環境の整備を一層推進するため、「県立教育施設再整備10か年計画」（まなびや計画）^{※1}に替わる「県立学校施設再整備計画

（新まなびや計画）^{※2}を策定し、耐震化対策とともに老朽化対策を計画的に推進します。

さらに、衛生的で快適な生活環境を整備する一環として、トイレの洋式化や特別教室の空調設備の整備などの教育環境の改善を計画的に実施します。

○ セキュリティを担保したICT環境整備の推進 **一部改定**

ICTにかかるセキュリティを担保しつつ、技術の進展に対応した基盤整備や情報機器の適正な配置・更新など、ICT環境整備を計画的に推進

○ 実験・実習等にかかる教科教育及び専門教育の環境整備の推進

理科の実験・実習や、芸術、体育、家庭の実技指導などの設備・備品、そして専門教育のための設備・備品の整備を計画的に推進

○ 耐震化・老朽化対策の更なる推進 **一部改定**

「県立教育施設再整備10か年計画」（まなびや計画）に替わる「県立学校施設再整備計画」（新まなびや計画）を策定し、耐震化対策とともに老朽化対策を計画的に推進

また、生徒の使用頻度の高い特別教室等の空調設備など、教育環境の整備を計画的に推進

○ トイレ環境の改善

衛生的で快適な生活環境を整備する一環として、トイレの洋式化についての環境の改善を計画的に実施

※1 「県立教育施設再整備10か年計画」（まなびや計画）とは、平成19～28年度の10か年に、児童・生徒等の安全確保等を目的に大規模な耐震改修が必要な県立学校の校舎棟の耐震化や老朽化対策あるいは特別支援学校の整備等を行った事業

※2 「県立学校施設再整備計画」（新まなびや計画）とは、まなびや計画で残された課題である、小規模な耐震補強が必要な校舎等の耐震化、総合的な老朽化対策及びトイレの洋式化等の整備等について、県立高校改革実施計画と整合を図りながら、平成28～令和9年度の12年間で取り組んでいく計画

(3) 再編・統合等の取組み

趣旨

少子化社会の中で生徒に望ましい教育を推進する県立高校の再編・統合に取り組みます。

「県立高校改革基本計画」での位置づけ

重点目標7「少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組みます」

ア 学校規模の適正化の推進

取組みとその概要

学校規模の適正化 一部改定

- 県立高校として生徒に良好な教育条件と教育環境を確保し、県立高校改革のめざす生徒像や学校像の実現に向けて、活力ある教育活動と学校経営を円滑に展開できるよう、学校規模の適正化を図ります。
- 学校規模の適正化については、各学校の設置規模や受入れ学級数の状況などを踏まえたうえで、これまでの標準規模^{*1}以上とすることを基本としつつ、地域性やそれぞれの学校、生徒の実情にも配慮して取り組みます。
- クリエイティブスクール^{*2}など、きめ細かな指導や様々な教育的な支援を必要とする学校については、弾力的な学級編成と少人数指導などの授業展開が可能となる学校規模とします。

クリエイティブスクールの学校規模 一部改定

きめ細かな指導により学び直しを必要とする生徒を支援するため、1学年6学級規模を標準としつつも、中学生の進路希望の動向などをもとに柔軟に設定し、指導上の必要から多様な学習指導の展開が可能となる規模

フレキシブルスクール^{*3}の学校規模

生徒一人ひとりの生活スタイルや学習ペースに合わせて、幅広い授業時間帯と併置する他の課程の科目を相互に学べる仕組みのため、1学年6学級規模を標準として、指導上の必要から多様な学習指導の展開が可能となる規模

インクルーシブ教育実践推進校の学校規模

障がいのあるなしにかかわらず、共に学ぶ仕組みを提供するため、1学年7学級規模を標準として、指導上の必要から多様な学習指導の展開が可能となる規模

定時制の学校規模

○ 定時制には、働きながら学ぶ青少年のみならず、多様な入学動機や学習履歴をもつ人が入学を希望していることから、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容や学習環境を提供するため、次のような学校規模とします。

- ・ 夜間定時制は、1学年2学級以下の規模を標準として、指導上の必要から多様な学習指導の展開が可能となる規模
- ・ 多部制定時制については、午前部・午後部の2部から構成し、1部1学年4学級以下の規模を標準として、指導上の必要から多様な学習指導の展開が可能となる規模

※1 「標準規模」とは、「県立高校改革推進計画」（平成12～21年度）で示した学校規模で1学年6～8学級

※2 「クリエイティブスクール」とは、学習への意欲を高め、「わかる授業」の展開や「実体験からの学び」を推進するため、1クラス30人以下での展開等、新たな仕組みを導入している県立高校。入学者選抜では将来を切り開くために意欲的に学生生活を送ろうとする意志を重視した選考を実施

※3 「フレキシブルスクール」とは、単位制の仕組みをいかし、一人ひとりの生活スタイルや学習ペースに応じた学習を行うことができ、1日12時限の授業展開から、午前・午後・夜間それぞれの時間帯から選択できる柔軟なシステム。他校との学校間連携や社会人とともに学ぶ講座も設置

イ 課程・学科等の改善

取組みとその概要

すべての県立高校に共通する教育課程等の改善

- 各学校は、学習指導要領に基づき、学科等の設置趣旨を踏まえ、生徒の学習や進路のニーズ等に応じて、共通教科^{※1}と専門教科^{※2}について、一層の教育課程の改善に取り組みます。
- 普通科については、共通教科の科目を中心とした構成を基本として、一層の教育課程の改善に取り組みます。
- 専門学科^{※3}と総合学科については、それぞれの学科の特性に応じて、生徒の進路とのかかわりを踏まえ、共通教科と専門教科の各科目のバランスと構成に一層配慮した教育課程への改善に取り組みます。

※1 「共通教科」とは、各学科に共通する教科のことで、従前の「普通教育に関する教科」（国語、地理歴史、公民、数学、理科 等）

※2 「専門教科」とは、主として専門学科において開設される教科のことで、従前の「専門教育に関する教科」（農業、工業、商業、水産 等）

※3 「専門学科」について、高等学校設置基準で「農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉」それぞれに関する学科及びそれに類する学科を「産業教育系」、
「理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係」に関する学科等「産業教育系」以外の専門学科を「個性教育系」と区分

学年制普通科

- 学年制普通科については、共通教科の科目を中心とした構成を基本とします。専門教科や学校設定教科の科目については、生徒の選択状況等を十分に勘案し、精選を図り、教育課程の不断の改善に取り組みます。

普通科専門コース

- 普通科専門コースについてはすべて解消し、次のとおり改編します。
 - ・ 専門コースでのこれまでの成果を学校全体の特色とする改編
 これまでの成果を、各学校の生徒の実情に応じて、専門教科や学校設定教科の科目や特別活動など、様々な教育活動の中に位置付ける。
 - ・ 専門コースでの取組みの成果をいかし、専門学科への改編

連携型中高一貫教育校

- 愛川高校と愛川町立中学校との連携型中高一貫教育校については、これまでの地域の教育資源を活用した地域密着型の教育活動の展開の一層の充実を図るとともに、学校運営協議会を活用した地域との協働による学校運営の先導的なモデルをめざして取り組みます。
- 光陵高校と横浜国立大学教育学部附属横浜中学校との連携型中高一貫教育校については、これまでの「中・高・大連携によるこれからの教育実践モデル」の成果を踏まえ、今後は、高大接続をより強化し、新たな教育課題への対応や、グローバル・リーダー育成に向け、中・高一貫教育から中・高・大の10年間を見据えた連携型の教育への新たな展開をめざして取り組みます。

クリエイティブスクール

- クリエイティブスクールについては、中学校までの学習状況に応じた学び直しの教育活動や、キャリア教育、教育相談、進路支援などを重視した教育課程の編成と運用に取り組みます。
- また、学校運営にあたっては、これまでの地域の参画・協働による取組みをより一層いかしていきます。

単位制普通科

- 単位制普通科については、共通教科の科目を中心とした構成を基本とした教育課程に改善します。
 - ・ 生徒の学習ニーズや進路希望が多様な学校においては、生徒自らが主体的に時間割を組み立てることができる教育課程を提供します。
 - ・ 上記以外の学校においては、単位制の利点をいかしつつ、年次ごとに共通に学ぶ科目を定めることを基本とした教育課程による年次進行型での運用に取り組みます。
- また、一つの年次を前期と後期の2期に分け、半期区分による単位認定（半期単位認定制＝セメスター制）を位置付けるなど、単位制の利点をいかし、生徒の単位修得をきめ細かく行えるように工夫するとともに、進路希望の実現に向けた教育課程の編成と運用に取り組みます。

フレキシブルスクール

- フレキシブルスクールについては、単位制による普通科として、生徒が幅広い時間帯から科目を選択して学べる学校としての設置趣旨をいかすとともに、「複数の課程(全日制と定時制の2課程または全日制・定時制・通信制の全課程)をもつ学校」として改めて位置付けます。

専門学科

- 専門学科については、「将来のスペシャリストの育成」「将来の地域産業を担う人材の育成」「人間性豊かな職業人の育成」という3つの人材育成の視点に基づき、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程となるよう、より一層の改善に取り組みます。
- また、社会、経済、産業の動向、グローバル化・情報化の急速な進展や少子高齢・人口減少への対応、さらには普通科における職業教育の重要性などを踏まえ、学科改編や学科の新設などに取り組みます。
- 産業教育系の専門学科を設置する高校の教育内容については、県産業教育審議会の意見を参考にしながら、改編に取り組みます。

《農業に関する学科》

- 神奈川の農業の特性をいかすとともに、6次産業化の進展への対応や先進的な農業技術の習得などを図るため、農業にかかる教育機関や企業などとの連携を一層推進します。また、社会状況の変化も踏まえながら、学科や教育課程の改編などを通じて農業教育の充実に取り組みます。

《工業に関する学科》 **一部改定**

- 科学技術の進歩とともに高度化する工業技術の習得や実践的なものづくり教育を進めるため、長期間の現場実習を教育課程に位置付けるなど、企業や大学、職業技術校などとの連携を一層推進します。また、社会状況の変化も踏まえながら、学科や教育課程の改編などを通じて工業教育の充実に取り組みます。

《商業に関する学科》

- 急速に進展する経済社会のグローバル化に対応するとともに、他の産業分野との連携、協働による生産から加工、流通、販売までの総合的で実践的な教育を進めるため、地域の企業や商工業団体、大学などとの連携を一層推進します。また、社会状況の変化を踏まえながら、学科や教育課程の改編を通じて、商業教育の充実に取り組みます。

《水産に関する学科》

- 水産業及び海洋関連産業の担い手となる人材を育成するため、地元の漁業協同組合や企業、行政機関、さらに、大学や研究機関などとの連携を一層推進します。また、社会状況の変化を踏まえながら、学科や教育課程の改編を通じて、水産教育の充実に取り組みます。

《家庭に関する学科》

- 少子高齢化や生活スタイル、価値観の多様化が進み、食育や未病への関心が高まっています。そこで、衣、食、住やヒューマンサービスなどに関する生活産業の各分野で、地域のニーズ等に応じた人材を育成するため、生活科学等の学科を設置して、実習、体験を重視した実践的な教育に取り組みます。

《看護に関する学科》 一部改定

- 看護人材に求められる資質・能力が時代とともに変化する中、医療現場では、看護に関する高度な専門知識と幅広いスキルを持った人材が求められています。そのため、高校段階では、看護系大学や専門学校での高度な専門教育に対応できる基礎学力を身に付ける必要があります。そこで、学科や教育課程の改編を通じて、共通教科・科目の学習を中心とした基礎学力の向上に取り組みます。

《福祉に関する学科》

- 社会福祉に対する地域や行政等のニーズが高まる中で、介護福祉や手話言語などについての専門的な知識や技能を習得するなど、社会福祉にかかわる人材の育成が必要です。そこで、社会福祉施設をはじめ社会福祉協議会や行政機関、大学や専門学校などとの連携を一層推進するとともに、学科や教育課程の改編を通じて福祉教育の充実に取り組みます。

《理数に関する学科》

- グローバル化や情報化が急速に進展する中で、これからの科学技術系人材の育成には、人文科学や社会科学などの幅広い教養や英語力などの資質・能力が求められています。そこで、既存の学科の改編を通じて理数教育の一層の充実に取り組みます。

《体育に関する学科》

- 健やかな心身の育成、スポーツについての専門的な理解、高度な技能の習得、さらには生涯を通じたスポーツの振興発展に寄与する資質・能力を育む教育を推進する必要があります。そこで、既存の学科の改編や、体育に関する学科の設置など、スポーツに関する教育の一層の充実に取り組みます。

《音楽に関する学科》

- 専門的な学習を通して、創造的な表現の能力などを高め、人間的感性を磨くことにより、将来、音楽分野で活躍する人材や、文化活動の活性化と発展の一翼を担う人材を育成します。そこで、既存の学科の改編や、音楽に関する学科の設置など、情操教育や芸術教育の一層の充実に取り組みます。

《美術に関する学科》

- 専門的な教育を通して、豊かな感性や創造力を高め、将来、美術工芸分野において活躍する人材や、文化活動の活性化と発展の一翼を担う人材を育成します。そこで、既存の学科の改編や、美術に関する学科の設置など、情操教育や芸術教育の一層の充実に取り組みます。

《国際関係に関する学科》

- グローバル化が進展する社会において、豊かな国際感覚や実践的な英語コミュニケーション能力を養い、広い国際的視野をもったグローバル人材を育成する必要があります。そこで、国内外の大学などとの連携を一層推進するとともに、拠点となる学校に集約し、教育課程の改編を通じて国際関係にかかる教育の充実に取り組みます。

《その他の専門教育に関する学科》

＜国際情報科＞

- 国際情報科を国際関係に関する学科として改編するとともに、教育課程の改編を通じて国際関係にかかる教育の一層の充実に取り組みます。

＜芸術科＞

- 芸術科を、音楽に関する学科と美術に関する学科にそれぞれ学科改編するとともに、教育課程の改編を通じて両学科の一層の充実に取り組みます。

＜スポーツ科学科＞

- スポーツ科学科を体育に関する学科に改編するとともに、教育課程の改編を通じて教育の一層の充実に取り組みます。

＜総合産業科＞

- 総合産業科については、設置趣旨に基づく学校づくりを一層推進します。また、新たな産業の創出や科学技術が進展する中、生徒の興味・関心、学習や進路のニーズ等に対応するため、教育課程の一層の改善に取り組みます。

＜舞台芸術科＞ **一部改定**

- 舞台芸術科については、演劇を中心に音楽や美術、情報や映像などの学びを通じて文化芸術に関する感性を高めるとともに、舞台芸術に関わる進路だけでなく様々な進路に対応するため、豊かなコミュニケーション能力や表現力、問題解決能力を育成する教育の一層の充実に取り組みます。

総合学科

- 総合学科については、生徒の主体的な選択による学習とキャリア教育を通じて、将来の職業選択を視野に入れた、自己の進路への自覚を深める教育を一層充実するため、教育課程の改善や他学科への改編も含めて取り組みます。
- 教育課程の編成にあたっては、生徒の将来の職業選択や進路目標を視野に入れて、系統的な学習ができるよう、共通教科と専門教科のバランスを考慮し、配置する科目の精選に取り組みます。
- 教育課程の運用にあたっては、年次進行型で取り組み、また単位制の利点をいかした半期区分による単位認定（半期単位認定制＝ Semester制）の活用や、インターンシップなど学校外の学修による単位認定を積極的に進めていくなど、弾力的に取り組みます。
- 生徒が系統的な科目選択や進路希望の実現に向けて効果的なサポートを受けられるよう、ガイダンスやカウンセリングの機能を一層強化していきます。

定時制の改善

夜間定時制

- 夜間定時制については、働きながら学ぶ青少年のみならず、多様な入学動機や学習履歴をもつ人が入学を希望することから、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容や学習環境が提供できるよう、学科や教育課程などの改編に取り組みます。
- また、生徒の学習状況に応じたきめ細かな学習指導や支援を必要とする生徒のための相談体制、社会的・職業的な自立に向けての支援体制の一層の充実に取り組みます。
- 定時制に学ぶ生徒が、自ら志望して入学し、この学校で学んでいることを実感し、卒業に向けて充実した学校生活を送れるよう、環境を整備します。

昼間定時制

- 昼間定時制については、3年間で卒業に向けた教育課程の運用が行われている状況を踏まえ、全日制の課程に改編します。

多部制定時制（フロンティアスクール）

- 多部制定時制については、昼間の時間帯での学び、ゆっくり、じっくり時間をかけての学び、さらには3年での卒業を希望する学びなど、入学を希望する生徒一人ひとりの学習ニーズに、より一層対応できるよう、教育課程の改編とそれに伴う教育環境の充実に取り組みます。

通信制の改善

- 通信制については、他の課程から併修を希望する生徒やスクーリングを希望する生徒への対応など、生徒の柔軟な学びに配慮しながら、生徒の卒業と進路希望の実現に向けて、教育課程の一層の改善を図ります。

【学科の改編や新設に伴う対象校への取組み】

- 学科の改編や新設に伴う校名の変更については、今後検討します。

ウ 県立高校の適正配置

取組みとその概要

再編・統合による配置の考え方

- 県立高校改革の計画の全期間を通じて、次の考え方に基づき再編・統合を行います。
 - ・ 公教育の保障の観点から、生徒数の動向に対応した学校数・学級数を確保
 - ・ 全日制進学率の向上を図るため、必要な定員数を確保
 - ・ 全県を、隣接する旧学区^{※1}を組み合わせることで区分した5つの地域(次ページ参照)を基本に再編
 - ・ 中学生の進路希望や高校タイプ等の地域バランス、生徒の通学利便性などに配慮した適正な配置
 - ・ 校舎の状況や適正な学校規模への拡大の可能性などの視点から、計画的な適正配置をめざした再編・統合
 - ・ 学校を核とした地域づくりの視点を勘案
- ※1 「旧学区」とは、「神奈川県立の高等学校通学区区域規則」(平成16年12月31日廃止)により平成2年度から定められた通学区域のこと。
- 改革を通じて、県立高校は、計画当初の142校(他、分校1校)から、20～30校程度の減となります。(Ⅰ期計画で5校程度、Ⅱ期計画でⅠ期と同じ5校程度、Ⅲ期計画では10校以上の減となります。)
- Ⅲ期計画の再編・統合は、公立中学校卒業予定者の動向等を見定め、段階的に実施します。

全日制の配置の考え方

普通科

- 学年制及び単位制の普通科については、生徒のニーズや地域バランス等を考慮して適正な配置に取り組みます。
- また、普通科の配置にあたっては、他学科との併置をこれまで以上に推進します。
- ・ **クリエイティブスクール**
クリエイティブスクールについては、既設の3校に加え、生徒や保護者等のニーズや地域バランス等に配慮して、新たに中・県西と県央・相模原の地域にそれぞれ1校を増設し、県全体で5校を配置します。
- ・ **フレキシブルスクール**
フレキシブルスクールについては、単位制による普通科として、生徒が幅広い時間帯から科目を選択して学べる学校としての設置趣旨をいかすとともに、「複数の課程(全日制と定時制の2課程または全日制・定時制・通信制の全課程)をもつ学校」として改めて位置付け、県全体で2校の配置とします。

	<p>専門学科</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門学科のうち、産業教育系の専門学科については、産業動向や地域バランス、生徒のニーズ等を踏まえ、他学科との併置も進めながら、適正な配置に取り組みます。 ○ また、個性教育系の専門学科については、生徒のニーズを踏まえ、普通科との併置も進めながら、適正な配置に取り組みます。 <p>総合学科</p> <p>総合学科については、これまでの取組みの成果や各学校の実情を踏まえ、他学科への改編も含め、地域バランスに配慮しながら適正な配置に取り組みます。</p>
--	--

5つの地域

地域	横浜北東・川崎	横浜南西	横須賀三浦・湘南	中・県西	県央・相模原
旧学区	横浜東部 横浜北部 川崎南部 川崎北部	横浜西部 横浜中部 横浜南部 横浜臨海	横須賀三浦 鎌倉藤沢 茅ヶ崎	平塚 秦野伊勢原 県西	厚木海老名愛甲 大和座間綾瀬 相模原南部 相模原北部津久井
県立高校	鶴見・鶴見総合・神奈川工業・神奈川総合・横浜翠嵐・城郷・港北・新羽・岸根・霧が丘・白山・市ヶ尾・田奈・元石川・川和・荏田・新栄・川崎・大師・川崎工科・新城・住吉・川崎北・多摩・向の岡工業・生田・百合丘・生田東・菅・麻生総合・麻生	希望ヶ丘・二俣川看護福祉・旭・横浜旭陵・松陽・横浜緑園総合・横浜修悠館・瀬谷・瀬谷西・横浜平沼・光陵・商工・保土ヶ谷・舞岡・横浜桜陽・上矢部・金井・横浜清陵総合・横浜国際・横浜南陵・永谷・柏陽・横浜栄・横浜明朋・横浜緑ヶ丘・横浜立野・磯子工業・磯子・氷取沢・金沢総合・釜利谷	横須賀・横須賀大津・横須賀工業・海洋科学・追浜・津久井浜・大楠・横須賀明光・逗子・逗葉・三浦臨海・鎌倉・七里ガ浜・大船・深沢・湘南・藤沢西・藤沢工科・藤沢清流・藤沢総合・湘南台・茅ヶ崎・茅ヶ崎北陵・鶴嶺・茅ヶ崎西浜・寒川・（平塚農業高校初声分校）	平塚江南・平塚農業・平塚工科・高浜・平塚商業・平塚湘風・大磯・二宮・秦野・秦野総合・秦野曾屋・伊勢原・伊志田・小田原・小田原総合ビジネス・西湘・小田原城北工業・足柄・大井・山北・吉田島総合	厚木・厚木東・厚木商業・厚木北・厚木清南・厚木西・中央農業・海老名・有馬・愛川・大和・大和南・大和東・大和西・座間・座間総合・相模向陽館・綾瀬・綾瀬西・神奈川総合産業・麻溝台・上鶴間・相模原青陵・弥栄・相原・上溝・相模原・上溝南・橋本・相模原総合・相模田名・城山・津久井
校数	31校	31校	26校 (他に分校1校)	21校	33校

※計画当初の県立高校の配置状況

定時制の配置の考え方

- 定時制の配置については、全日制の今後の再編・統合の状況と全日制進学率の動向を踏まえ、適正な規模と配置に取り組みます。

通信制の配置の考え方

- 通信制については、全日制の教育課程の改善や再編・統合の状況を踏まえ、サテライト教室の開設など、生徒の柔軟な学びに配慮した適正な配置に取り組みます。

【再編・統合の対象校への取組み】

- 再編・統合に伴う校名の変更については、今後検討します。
- 両校のこれまでの伝統や教育内容を継承するとともに、資料や記念となる物品等を大切に引き継ぎ、保管や展示に供するスペースの確保と整備に取り組みます。

資料編

【参考図表 1】 県立高校の課程別・学科別学校数及び設置状況

【参考図表 2】 公立中学校卒業者の進路希望と進路状況

【参考図表 3】 入学定員計画と公立中学校卒業者の進学実績（全日制高校）

【参考図表 4】 各地域別公立中学校卒業予定者数（学校基本調査に基づく推計）

【参考図表 5】 公立中学校卒業者数の動向

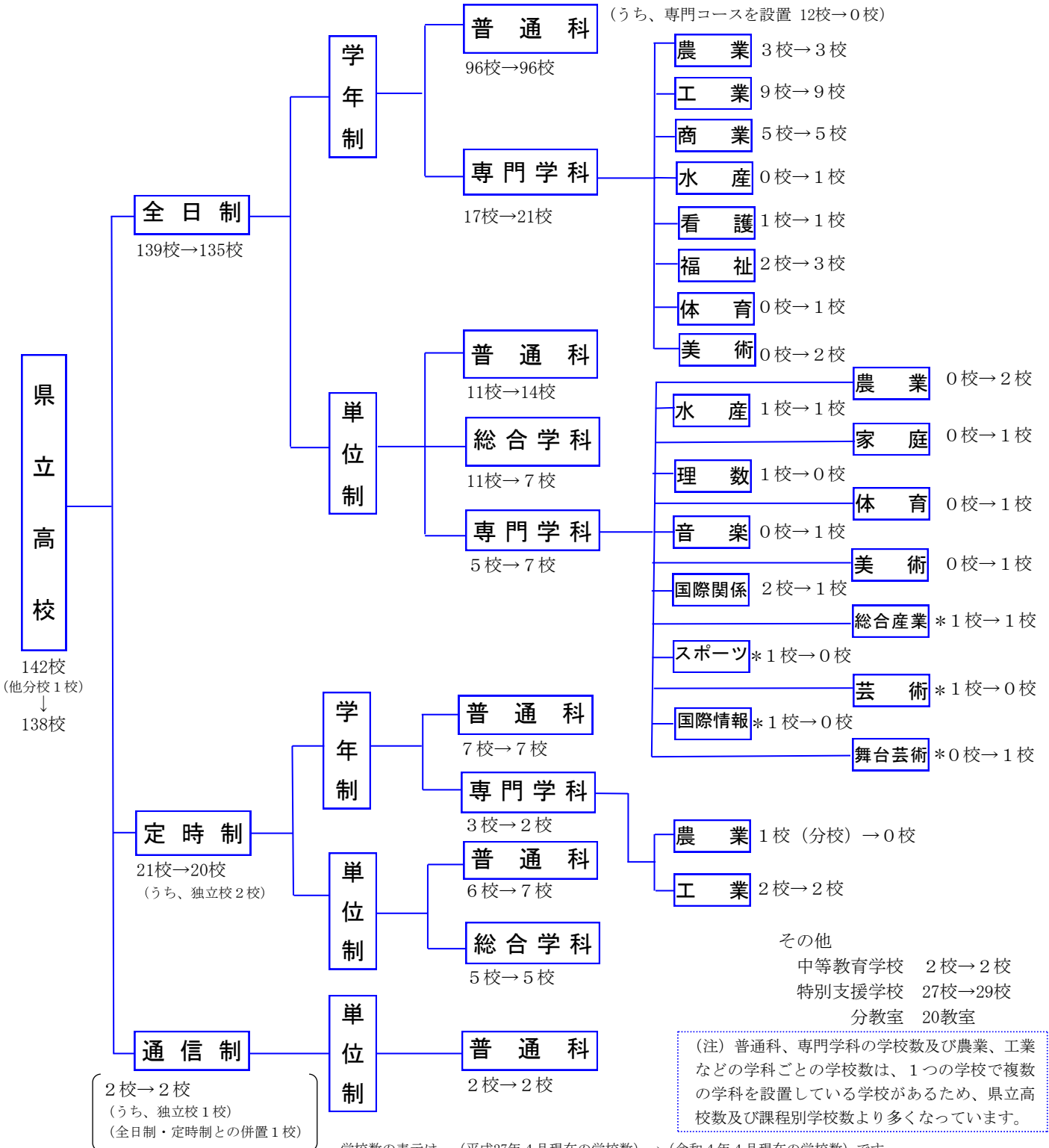
【参考図表 6】 公立中学校卒業者数の推移

【参考図表 7-1】 5つの地域と現在の公立高校の配置状況（平成27年4月現在）

【参考図表 7-2】 5つの地域と現在の公立高校の配置状況（令和4年4月現在）

【参考図表1】 県立高校の課程別・学科別学校数及び設置状況

- 計画策定時（平成27年4月現在）、本県には、142校（他分校1校）の県立高校がありました。
- 令和4年4月現在、138校の県立高校があります。
- 高校は、学習形態（学習時間、修業年限、学習方法など）の違いによって、全日制、定時制、通信制の課程に分かれています。
- それぞれの課程は学びのしくみによって、学年による教育課程の区分を設ける学年制と区分を設けない単位制に分かれます。さらに、主に学習する内容によって、普通科、専門学科、総合学科に分かれています。



学校数の表示は、(平成27年4月現在の学校数) → (令和4年4月現在の学校数) です。
表中*印が付された学科は「高等学校設置基準」における「その他専門教育を施す学科」に分類される学科です。

資料出所：県教育局調べ

【参考図表2】公立中学校卒業者の進路希望と進路状況

	進路希望(平成26年10月調査)	進路希望(令和3年10月調査)
	進路状況(平成27年5月調査)	進路状況(令和4年5月調査)
卒業(予定)者数	69,712人	67,081人
	69,744人	67,124人

	進路希望(平成26年10月調査)	進路希望(令和3年10月調査)
	進路状況(平成27年5月調査)	進路状況(令和4年5月調査)
高等学校等進学者	67,329人 [96.6%]	64,898人 [96.7%]
	68,688人 [98.5%]	66,497人 [99.1%]

就職者(就職のみ)	142人 [0.2%]	77人 [0.1%]
	184人 [0.3%]	57人 [0.1%]

専修学校等 進・入学者	489人 [0.7%]	324人 [0.5%]
	380人 [0.5%]	178人 [0.3%]

その他の進路 (進路未決定者を含む)	1,752人 [2.5%]	1,782人 [2.7%]
	481人 [0.7%]	392人 [0.6%]

	進路希望(平成26年10月調査)	進路希望(令和3年10月調査)
	進路状況(平成27年5月調査)	進路状況(令和4年5月調査)
全日制高校	64,035人 [91.9%]	60,424人 [90.1%]
	62,739人 [90.0%]	59,956人 [89.3%]
県内	61,018人 [87.5%]	57,180人 [85.2%]
	56,793人 [81.4%]	54,652人 [81.4%]
公立	56,756人 [81.4%]	51,934人 [77.4%]
	43,079人 [61.8%]	39,582人 [59.0%]
私立	4,262人 [6.1%]	5,246人 [7.8%]
	13,714人 [19.7%]	15,070人 [22.5%]
県外	3,017人 [4.3%]	3,244人 [4.8%]
	5,946人 [8.5%]	5,304人 [7.9%]
国公立	500人 [0.7%]	349人 [0.5%]
	566人 [0.8%]	536人 [0.8%]
私立	2,517人 [3.6%]	2,895人 [4.3%]
	5,380人 [7.7%]	4,768人 [7.1%]
定時制高校	1,115人 [1.6%]	771人 [1.1%]
	2,249人 [3.2%]	1,255人 [1.9%]
県内(公立)	1,095人 [1.6%]	762人 [1.1%]
	2,198人 [3.2%]	1,230人 [1.8%]
県外	20人 [0.0%]	9人 [0.0%]
	51人 [0.1%]	25人 [0.0%]
公立	—人 [—%]	—人 [—%]
	15人 [0.0%]	15人 [0.0%]
私立	—人 [—%]	—人 [—%]
	36人 [0.1%]	10人 [0.0%]
通信制高校	1,034人 [1.5%]	2,457人 [3.7%]
	2,522人 [3.6%]	4,029人 [6.0%]
高等学校別科	7人 [0.0%]	7人 [0.0%]
	2人 [0.0%]	4人 [0.0%]
中等教育学校 後期課程	—人 [—%]	—人 [—%]
	—人 [—%]	1人 [0.0%]
高等専門学校	105人 [0.2%]	125人 [0.2%]
	147人 [0.2%]	155人 [0.2%]
特別支援学校 高等部	1,033人 [1.5%]	1,114人 [1.7%]
	1,029人 [1.5%]	1,097人 [1.6%]

資料出所：公立中学校卒業予定者の進路希望調査（平成26年10月20日現在及び令和3年10月20日現在）並びに公立中学校等卒業者の進路の状況調査（平成27年5月1日現在及び令和4年5月1日現在）

※ []内は、卒業予定者及び卒業生総数に対する構成比で、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計は100.0にならない場合がある。

【参考図表3】 入学定員計画と公立中学校卒業者の進学実績（全日制高校）

区 分		卒業年月	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
			3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
公立中学校 卒業（予定）者	予定 A		74,800	63,987	63,593	64,868	64,392	65,425	68,670	66,483
	実績 B		74,865	64,080	63,680	64,933	64,507	65,422	68,711	66,521
全日制 進学率	計画進学率 C		94.0%	93.5%	—	—	—	—	—	—
	進学予定者 D		70,300	59,846	—	—	—	—	—	—
	実績 E=I+M+Q		68,722	57,724	57,056	58,017	57,529	58,017	60,571	58,539
	中卒比 (全日制進学率) F=E/B		91.8%	90.1%	89.6%	89.3%	89.2%	88.7%	88.2%	88.0%
生徒 進学 状況	全日制 公立高校	定員計画 G	47,200	38,146	37,999	39,293	39,000	39,450	41,202	39,889
		中卒比 H=G/A	63.1%	59.6%	59.8%	60.6%	60.6%	60.3%	60.0%	60.0%
		進路希望	83.4%	81.5%	80.3%	80.1%	79.9%	81.2%	80.9%	81.1%
		実績 I	47,104	38,257	38,171	39,489	39,321	39,797	41,469	40,164
		中卒比 J=I/B	62.9%	59.7%	59.9%	60.8%	61.0%	60.8%	60.4%	60.4%
	全日制 私立高校	定員計画 K	17,500	16,100	—	—	—	—	—	—
		中卒比 L=K/A	23.4%	25.2%	—	—	—	—	—	—
		進路希望	7.2%	7.4%	7.3%	7.2%	7.1%	6.4%	6.0%	6.0%
		実績 M	15,740	13,529	12,825	12,595	12,229	12,268	13,307	12,972
		中卒比 N=M/B	21.0%	21.1%	20.1%	19.4%	19.0%	18.8%	19.4%	19.5%
	全日制 県外 進学者	見込 O	5,600	5,600	—	—	—	—	—	—
		中卒比 P=O/A	7.5%	8.8%	—	—	—	—	—	—
		進路希望	3.4%	4.5%	4.9%	4.8%	4.9%	4.7%	4.4%	4.4%
		実績 Q	5,878	5,938	6,060	5,933	5,979	5,952	5,795	5,403
		中卒比 R=Q/B	7.9%	9.3%	9.5%	9.1%	9.3%	9.1%	8.4%	8.1%

※ 資料出所：県教育局調べ

※ 平成17年までは計画進学率、18年は暫定的に公立のみ前年度ベースで計画を策定、19～24年は率により定員を割り振る方式、ただし、24年は緊急的措置で+120の定員増、25年からは実現をめざす定員目標を設定する方式による。

※ 県外進学者は、県外の国公立、私立、高等専門学校進学者をいう。

平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月	平成31年 3月	令和2年 3月	令和3年 3月	令和4年 3月
67,884	68,907	70,491	69,746	70,319	69,878	69,126	68,727	67,062	65,108	67,079
67,856	68,969	70,571	69,744	70,397	69,996	69,140	68,742	67,115	65,159	67,124
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59,904	61,220	62,938	62,886	64,014	63,484	62,849	62,433	60,757	58,818	60,111
88.3%	88.8%	89.2%	90.2%	90.9%	90.7%	90.9%	90.8%	90.5%	90.3%	89.6%
40,850	42,000	43,200	42,900	43,350	43,250	42,700	42,500	41,100	39,550	40,350
60.2%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81.4%	80.7%	81.4%	81.4%	81.3%	80.7%	80.3%	79.0%	79.5%	78.3%	77.4%
41,200	42,155	43,379	43,079	43,528	43,487	42,824	42,347	40,637	39,160	39,582
60.7%	61.1%	61.5%	61.8%	61.8%	62.1%	61.9%	61.6%	60.5%	60.1%	59.0%
—	13,500	13,800	13,600	14,000	14,500	14,500	14,600	14,550	14,450	14,700
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6.0%	6.3%	6.2%	6.1%	6.8%	6.6%	7.1%	7.3%	7.2%	7.7%	7.8%
13,203	13,403	13,479	13,714	14,521	14,146	14,435	14,497	14,519	14,192	15,070
19.5%	19.4%	19.1%	19.7%	20.6%	20.2%	20.9%	21.1%	21.6%	21.8%	22.5%
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4.1%	4.4%	4.4%	4.5%	4.4%	4.2%	4.4%	4.7%	4.7%	5.1%	5.0%
5,501	5,662	6,080	6,093	5,965	5,851	5,590	5,589	5,601	5,466	5,459
8.1%	8.2%	8.6%	8.7%	8.5%	8.4%	8.1%	8.1%	8.3%	8.4%	8.1%

【参考図表 4】各地域別公立中学校卒業予定者数（学校基本調査に基づく推計）

卒業年月		H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	
県	計	H27推計	69,744	70,319	69,885	68,997	67,937	66,202	64,210
			100.0%	100.8%	100.2%	98.9%	97.4%	94.9%	92.1%
	R4推計	69,744	70,397	69,996	69,140	68,742	67,115	65,159	
		100.0%	100.9%	100.4%	99.1%	98.6%	96.2%	93.4%	
増減	0	78	111	143	805	913	949		
横 浜 北 東 地 域 川 崎 地 域	計	H27推計	20,581	21,016	20,968	20,930	20,211	20,223	19,599
			100.0%	102.1%	101.9%	101.7%	98.2%	98.3%	95.2%
	R4推計	20,581	21,053	20,989	20,952	20,610	20,623	19,963	
		100.0%	102.3%	102.0%	101.8%	100.1%	100.2%	97.0%	
増減	0	37	21	22	399	400	364		
横 浜 南 西 地 域	計	H27推計	15,866	16,050	16,041	15,686	15,614	14,820	14,401
			100.0%	101.2%	101.1%	98.9%	98.4%	93.4%	90.8%
	R4推計	15,866	16,070	16,122	15,789	15,789	15,098	14,790	
		100.0%	101.3%	101.6%	99.5%	99.5%	95.2%	93.2%	
増減	0	20	81	103	175	278	389		
横 須 賀 三 浦 地 域 湘 南 地 域	計	H27推計	11,696	11,825	11,691	11,490	11,756	11,311	10,771
			100.0%	101.1%	100.0%	98.2%	100.5%	96.7%	92.1%
	R4推計	11,696	11,840	11,663	11,501	11,796	11,349	10,744	
		100.0%	101.2%	99.7%	98.3%	100.9%	97.0%	91.9%	
増減	0	15	▲ 28	11	40	38	▲ 27		
中 央 地 域 西 地 域	計	H27推計	8,074	8,025	7,955	7,898	7,629	7,400	7,087
			100.0%	99.4%	98.5%	97.8%	94.5%	91.7%	87.8%
	R4推計	8,074	8,019	7,974	7,900	7,717	7,474	7,238	
		100.0%	99.3%	98.8%	97.8%	95.6%	92.6%	89.6%	
増減	0	▲ 6	19	2	88	74	151		
県 央 地 域 相 模 原 地 域	計	H27推計	13,527	13,403	13,230	12,993	12,727	12,448	12,352
			100.0%	99.1%	97.8%	96.1%	94.1%	92.0%	91.3%
	R4推計	13,527	13,415	13,248	12,998	12,830	12,571	12,424	
		100.0%	99.2%	97.9%	96.1%	94.8%	92.9%	91.8%	
増減	0	12	18	5	103	123	72		

(単位：人)

R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3	R9.3	R10.3	R11.3	R12.3
66,230	66,942	65,909	65,541	65,434	63,429	62,950	62,065	62,249
95.0%	96.0%	94.5%	94.0%	93.8%	90.9%	90.3%	89.0%	89.3%
67,124	67,994	67,005	66,270	66,447	64,684	64,654	63,074	63,460
96.2%	97.5%	96.1%	95.0%	95.3%	92.7%	92.7%	90.4%	91.0%
894	1,052	1,096	729	1,013	1,255	1,704	1,009	1,211
20,508	20,994	20,628	20,454	20,420	19,794	19,646	19,370	19,427
99.6%	102.0%	100.2%	99.4%	99.2%	96.2%	95.5%	94.1%	94.4%
20,770	21,287	20,863	21,014	21,312	20,968	21,201	20,762	21,221
100.9%	103.4%	101.4%	102.1%	103.6%	101.9%	103.0%	100.9%	103.1%
262	293	235	560	892	1,174	1,555	1,392	1,794
14,840	14,859	14,650	14,601	14,577	14,131	14,023	13,827	13,867
93.5%	93.7%	92.3%	92.0%	91.9%	89.1%	88.4%	87.1%	87.4%
15,199	15,215	15,108	14,807	14,705	14,051	14,348	13,772	13,764
95.8%	95.9%	95.2%	93.3%	92.7%	88.6%	90.4%	86.8%	86.8%
359	356	458	206	128	▲ 80	325	▲ 55	▲ 103
11,154	11,318	10,999	11,019	11,001	10,664	10,584	10,433	10,465
95.4%	96.8%	94.0%	94.2%	94.1%	91.2%	90.5%	89.2%	89.5%
11,166	11,370	11,040	10,905	10,997	10,743	10,634	10,340	10,421
95.5%	97.2%	94.4%	93.2%	94.0%	91.9%	90.9%	88.4%	89.1%
12	52	41	▲ 114	▲ 4	79	50	▲ 93	▲ 44
7,181	7,128	7,047	7,031	7,020	6,805	6,753	6,659	6,679
88.9%	88.3%	87.3%	87.1%	86.9%	84.3%	83.6%	82.5%	82.7%
7,283	7,324	7,309	7,012	6,901	6,902	6,595	6,421	6,378
90.2%	90.7%	90.5%	86.8%	85.5%	85.5%	81.7%	79.5%	79.0%
102	196	262	▲ 19	▲ 119	97	▲ 158	▲ 238	▲ 301
12,547	12,643	12,585	12,436	12,416	12,035	11,944	11,776	11,811
92.8%	93.5%	93.0%	91.9%	91.8%	89.0%	88.3%	87.1%	87.3%
12,706	12,798	12,685	12,532	12,532	12,020	11,876	11,779	11,676
93.9%	94.6%	93.8%	92.6%	92.6%	88.9%	87.8%	87.1%	86.3%
159	155	100	96	116	▲ 15	▲ 68	3	▲ 135

注1) 「H27推計」は、平成27年度学校基本調査に基づく推計。平成27年3月は実績数値。平成28年3月から令和12年3月は推計値

注2) 「R4推計」は、令和4年度学校基本調査に基づく推計。令和4年3月までは実績数値。令和5年3月から令和12年3月は推計値

注3) 各推計の下段は、平成27年3月を基準とした増減率

注4) 「増減」は、「H27推計」と「R4推計」を比較した差

※ 資料出所：県教育局調べ

【参考図表5】 公立中学校卒業生数の動向

(昭和63年～平成9年)

卒業年月	63年3月 (1988)	元年3月 (1989)	2年3月 (1990)	3年3月 (1991)	4年3月 (1992)	5年3月 (1993)	6年3月 (1994)	7年3月 (1995)	8年3月 (1996)	9年3月 (1997)
公立中学校 卒業生	122,167	121,742	114,297	105,273	99,155	95,804	90,601	86,290	80,561	78,588
対前年増減	1,876	△ 425	△ 7,445	△ 9,024	△ 6,118	△ 3,351	△ 5,203	△ 4,311	△ 5,729	△ 1,973

(平成10年～平成19年)

卒業年月	10年3月 (1998)	11年3月 (1999)	12年3月 (2000)	13年3月 (2001)	14年3月 (2002)	15年3月 (2003)	16年3月 (2004)	17年3月 (2005)	18年3月 (2006)	19年3月 (2007)
公立中学校 卒業生	78,201	77,424	74,865	71,792	69,106	68,850	67,958	64,080	63,680	64,933
対前年増減	△ 387	△ 777	△ 2,559	△ 3,073	△ 2,686	△ 256	△ 892	△ 3,878	△ 400	1,253

(平成20年～平成29年)

卒業年月	20年3月 (2008)	21年3月 (2009)	22年3月 (2010)	23年3月 (2011)	24年3月 (2012)	25年3月 (2013)	26年3月 (2014)	27年3月 (2015)	28年3月 (2016)	29年3月 (2017)
公立中学校 卒業生	64,507	65,422	68,711	66,521	67,856	68,969	70,571	69,744	70,397	69,996
対前年増減	△ 426	915	3,289	△ 2,190	1,335	1,113	1,602	△ 827	653	△ 401

(平成30年～平成31年、令和2年～令和9年)

卒業年月	30年3月 (2018)	31年3月 (2019)	2年3月 (2020)	3年3月 (2021)	4年3月 (2022)	5年3月 (2023)	6年3月 (2024)	7年3月 (2025)	8年3月 (2026)	9年3月 (2027)
公立中学校 卒業生	69,140	68,742	67,115	65,159	67,124	67,994	67,005	66,270	66,447	64,684
対前年増減	△ 856	△ 398	△ 1,627	△ 1,956	1,965	870	△ 989	△ 735	177	△ 1,763

(令和10年～令和19年)

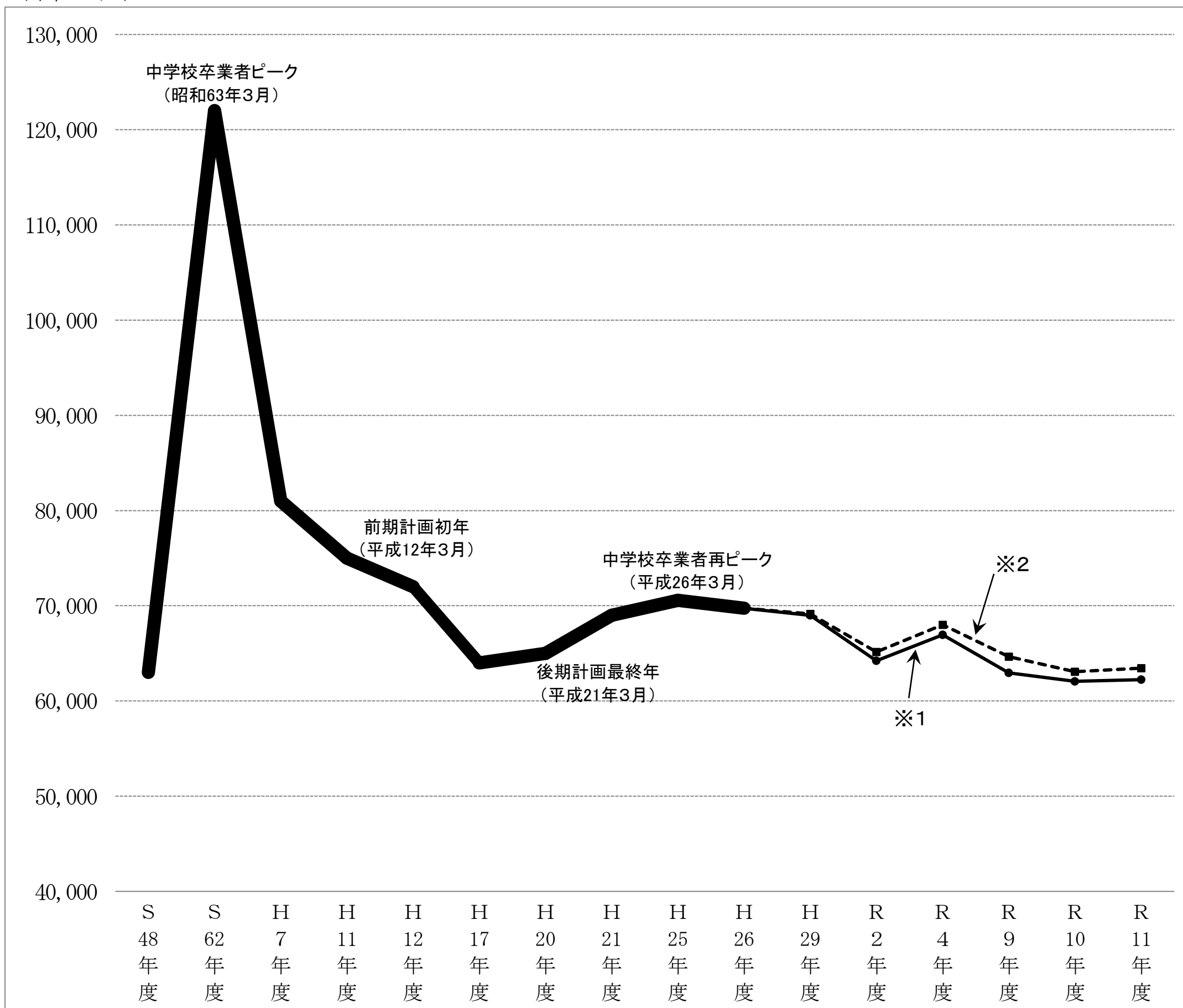
卒業年月	10年3月 (2028)	11年3月 (2029)	12年3月 (2030)	13年3月 (2031)	14年3月 (2032)	15年3月 (2033)	16年3月 (2034)	17年3月 (2035)	18年3月 (2036)	19年3月 (2037)
公立中学校 卒業生	64,654	63,074	63,460	62,569	60,373	58,197	56,158	54,450	51,271	51,164
対前年増減	△ 30	△ 1,580	386	△ 891	△ 2,196	△ 2,176	△ 2,039	△ 1,708	△ 3,179	△ 107

資料出所: 県教育局調べ

※ 公立中学校卒業生数は、昭和63年3月から令和4年3月までは実績。令和5年3月以降は令和4年度学校基本調査に基づく推計値

【参考図表 6】 公立中学校卒業生数の推移

(単位：人)



※1 資料出所： 昭和48年度から平成26年度までは実績値。平成27年度から令和5年度までは、平成27年5月1日現在における学校基本調査の公立小・中学校在籍者数に基づく推計値。令和6年度以降は、該当年度出生者数に基づく推計値

※2 資料出所： 昭和48年度から令和3年度までは実績値。令和4年度から令和11年度までは、令和4年5月1日現在における学校基本調査の公立小・中学校在籍者数に基づく推計値

【参考図表7-1】 5つの地域と現在の公立高校の配置状況(平成27年4月現在)



【参考図表7-2】 5つの地域と現在の公立高校の配置状況（令和4年4月現在）



県立高校改革実施計画(全体)

平成28年 1月発行
令和 4年10月一部改定

発行 神奈川県教育委員会
〒231-8588 神奈川県横浜市中区
日本大通 1
電話 (045)210-1111 (代表)



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 我々は、あなたがいなくても、すべての人のいのちを大切にします
- 我々は、誰もがお互いしく暮らしながらできる幸福社会を実現します
- 我々は、誰もがその社会への参加を認めるべきで、いかなる前提や差別もありません
- 我々は、この憲章の発展に向けて、見逃さず取り組んでいきます



神奈川県

教育委員会教育局総務室 県立高校改革グループ 電話(045)210-8280(直通)
横浜市中区日本大通1 丁目231-8588 電話(045)210-1111(代表) 内線8280・8281